

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		支援給付費の徴収決定
根拠条例・規則等名		①中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号） ②生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ③生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号） ④さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号）
条 項		①第 14 条第 4 項 ②第 77 条の 2 ③第 22 条の 3 ④第 2 条第 2 項、第 6 条
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	福祉事務所長は、被支援者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、支援給付を受けたとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、支援給付に要した費用の範囲内において、生活保護法第 63 条の規定の例による福祉事務所長の定める額の全部又は一部を当該被支援者から徴収することができる。
	設定等年月日	平成 30 年 10 月 1 日設定 平成 31 年 3 月 1 日最終改正
備 考		処分基準は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定により生活保護法の例による。